

国民健康保険加入者の高額介護合算療養費等の算定誤りについて

国民健康保険加入者に対する高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費（以下「高額介護合算療養費等」といいます。）について、新型コロナウイルス感染症にかかる公費負担分の算定誤りにより、令和4年度に支給した13世帯で、計82,516円を過大に支給していたことが判明しました。

区は、再発防止に向け原因の究明と対策を講じ、事務処理を厳正に期すことを徹底し、区民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

1 内容

高額介護合算療養費等は、同一世帯で医療保険と介護保険の両方に自己負担があった場合、1年間（8月から翌年7月）の合計額が自己負担限度額を超えた世帯の申請により、限度額を超えた金額を支給するものです。

新型コロナウイルス感染症の医療費は公費負担対象分があるため、本来、対象となった医療費は自己負担額から除いて算定すべきですが、令和4年度に支給済みの世帯のうち、13世帯に対して、誤って自己負担額に含めて算定していることが判明しました。

2 対応

区は、過大支給した対象者に速やかに連絡してお詫びするとともに、説明を行いました。今後、過大支給分を返還していただくにあたり、返還方法のご案内等について、対象者の意向に十分に配慮しながら丁寧に対応してまいります。

3 支給誤りの原因

新型コロナウイルス感染症にかかる医療費については特殊な扱いになるため、特に十分な確認が必要なところ、システムで処理された金額をそのまま確定額とし、複数の職員による確認が不十分なまま支給したものです。

4 誤支給の世帯数及び金額

令和4年度支給分

13世帯 82,516円

（令和2年8月から令和3年7月までの診療・介護サービス費分）

5 再発防止策

今後、システムでの支給額の算定方法や処理の手順を再確認するとともに、算定結果を必ず複数人でダブルチェックすることを徹底します。

区は、二度とこのようなことが発生しないよう、慎重に事務処理を行い、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。